

2020年3月5日

ウェーブロックホールディングス株式会社
代表取締役兼執行役員社長 木根 純

新型コロナウイルス感染防止に関する当社グループポリシーについて

当社は、新型コロナウイルスの感染防止と取引先様および全従業員の安全確保を最優先に、以下の対応を実施します。

1. 対象期間について

2020年3月4日～3月31日

2. 勤務形態について

公共交通機関を利用して通勤する従業員は、可能な限り在宅勤務を行い、在宅勤務が困難な者は、時差出勤やフレックスタイムを活用し、公共交通機関内での人混みを避けるよう対応する。

3. 出張等について

(1) 海外出張

外務省勧告感染症危険レベル3地域への渡航は禁止とし、それ以外の地域への不要不急の渡航も禁止。(不要不急の判断は各社社長が行う)

(2) 国内出張

社内の会議が目的である出張は原則禁止。取引先様等に訪問するための出張に関しても、不要不急の出張は極力控える。(不要不急の判断は各社社長が行う)

(3) 業務での移動

取引先様等を訪問する場合、可能な限り公共交通機関を避け、社有車、指定車、レンタカー、タクシー等を利用する。

4. 会食・会議・会合等について

(1) 会食

原則として、会食は控えることとするが、取引先様等との会食を行う必要がある場合、一つの会食に当方から参加する人数は最大2名までとする。

(2) 社内会議

原則として、一つの会議室に出席できる人数は最大10名までとする。(電話・TV・Web会議を積極的に活用する)

(3) イベント・会合・セミナーの参加について

多人数が参加するイベント、セミナーへの参加は自粛する。

5. 検温の実施について

(1) 毎日、出勤前に自宅で検温し記録を残す。

各自の平熱を把握する上で、毎日の記録は重要。

(2) 発熱時の対応は、以下の通りとする。

・ 体温 37.5°C以上

出勤停止とする。

発熱が4日間以上継続する場合は、厚労省ガイドラインに従い、「帰国者・接触者相談センター」に連絡し相談する。

・ 体温 37.0°C以上、37.5°C未満

体温 37.0°C以上になった場合には、上長に連絡を入れて相談する。37.0°C未満でも倦怠感等、体に異常を感じる際には、上長に連絡を入れて相談すること。

(3) 同居する家族が体温 37.5°C以上であることが判明した場合

出勤停止する。

翌日以降、体温 37.5°C未満に下がった場合、上長に連絡を入れて相談する。

上記(1)、(2)、(3)により、出勤を控える場合の勤怠は、特別休暇扱いとする。

6. マスクの着用について

上記 5.(2)(3)により、上長確認と相談のうえ、出勤可能との判断になった場合は、当面の間マスクの着用を必ず行う。また、咳エチケット、手洗い、うがいを励行する。

7. 受付の対応について

来客の方に対しては、両手のアルコール除菌と、当日の体調、海外渡航歴等に関するアンケートにご協力頂くようお願いする。

以上